



NTS 総合弁護士法人

「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」の概要

令和7年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(譲渡担保法)が成立し、これまで明文の規定がなかった、動産や債権等を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、実行、破産手続における取扱い等が定められました。

法務省資料「譲渡担保法の概要」から抜粋

譲渡担保	集合動産譲渡担保	所有権留保
・債務を担保することを目的として(経済的実質は担保)、債務者から債権者に財産を譲渡(法形式は譲渡) ・譲渡可能なものであれば、どのような財産であっても目的とすることができる ・(動産の場合)担保権者が目的物を占有する質権と異なり、設定者が引き続き目的物を利用することができる	・種類、所在場所等の指定により特定された一定の範囲に属する動産を一体として譲渡担保の目的物とするもの (例:特定の倉庫内の在庫等) ・指定された範囲内の動産が入れ替わっても、新たにその範囲に含まれることとなった動産に譲渡担保権が及ぶ	・売買等において、代金が完済されてはじめて売主から買主に所有権が移転する旨の定めのあるもの ・当事者間の合意によってすることができる ・買主は、代金の支払を怠らない限り、売買契約時から目的物を利用することができる

1 譲渡担保契約の効力

動産、債権、その他の譲渡可能な財産を目的とする譲渡担保契約が、本法の対象となります(不動産、知的財産は対象外)。

譲渡担保権者の権限として、優先弁済権、設定者が取得する金銭・賃料債権からも優先弁済を受けられる物上代位について明確化され、譲渡担保権設定者の権限として、後順位の譲渡担保権の設定、目的動産の使用・収益が可能であることが明確化されました。

また、根譲渡担保権に関して、極度額を定める必要がないこと、根譲渡担保権の譲渡を認めること、登記制度の整備、元本確定事由等について定められました。

2 集合動産・集合債権の譲渡担保権

集合動産の範囲は種類と所在場所により特定し、集合債権の範囲は債権の発生原因や発生時期等により特定すること、担保権設定後に指定範囲に含まれる動産にも担保権が及ぶこと、設定者は、原則として範囲内の動産の処分・債権の取立てが可能であること、設定者は集合動産・集合債権全体の価値を維持する義務を負うこと等が明確化されました。

また、一般債権者保護のため、担保権実行後1年以内に設定者について破産手続開始の申立てがあった場合は、目的財産の価値の1割を破産財団のために確保することが定められました。

3 優劣関係

譲渡担保権が他の担保権と競合した場合、対抗要件(引渡し、登記、債務者への通知・承諾)具備の先後によって順位

が定まることが明文化されました。

ただし、占有改定による引渡しは登記等による対抗力に劣後すること、目的である動産と牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権については引渡しなしで第三者に対抗可能であること等の例外が定められました。

4 譲渡担保権の実行

担保権者自身による私的実行(目的財産の取得・譲渡)が可能であることが明文化されました。動産譲渡担保権については裁判所の手続による実行が可能であることが明確化され、保全処分・引渡命令等の手続が新たに創設されました。

5 破産手続における取扱い

譲渡担保権者が質権者等と同様に担保権者として扱われることが明文化され、私的実行が開始される前に裁判所が実行禁止を命じる規定や、民事再生・会社更生等における担保権実行手続取消命令が創設されました。集合動産・集合債権譲渡担保については、破産手続開始後に取得された動産・債権には譲渡担保権が及ばないことが明確化されました。

6 所有権留保契約

基本的に動産譲渡担保契約と同様に扱うこと、売主ではなく信販会社等の第三者に所有権を留保する場合についても対象となること、買主側が再生手続開始の申立て等をしたことを解除事由とする特約は無効であること等が定められました。

NTS Voice

つながる全てに
「ありがとう」を

2025年10月発行 Vol.35

CONTENTS

01. 教育訓練休暇制度と給付金について
02. 相続土地国庫帰属制度について
03. 年末調整関連の改正について
04. 「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」の概要

解説動画を是非
ご覧ください



NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS 総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人 ■ NTS 丸の内社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人



NTS 総合コンサルティング
グループ

代表 吉井 清信

清秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、自民党総裁選が終わり、いよいよ女性初の首相誕生となりそうですが、物価対策を含む積極的な経済政策に期待したいところです。

その経済政策の一つとして挙げられている「給付付き税額控除」ですが、個人の所得に応じて所得税の納税額から一定額を差し引く制度で、減税と給付で生活を支援するしくみです。減税額よりも所得税の納税額が少ない、所得の少ない人

に対しては、その差額を給付金として支給します。例えば、控除額を10万円と設定した場合、所得税の納税額が30万円の人は10万円が差し引かれて20万円を納税します。一方、所得税が8万円の人は納税額がゼロとなり、さらに2万円が給付されます。もともと所得税を納めていない人には、控除額全額の10万円が給付される仕組みとなります。

今後、実現にはいくつものハードルがあるようですが、参考にして頂けたらと思います。

労 務

NTS 丸の内社会保険労務士法人

教育訓練休暇制度と給付金について

令和7年10月1日より、スキルアップやリ・スキリングに取り組もうとする労働者が利用できる新しい給付金が創設されました。



1 主な支給要件

- ・就業規則等に規定された教育訓練休暇制度に基づく休暇であること
- ・労働者本人が自発的に教育訓練の受講を希望し、事業主の承認を得て取得する30日以上連続した無給休暇であること
- ・労働者が雇用保険の一般被保険者であること(高年齢被保険者等は対象外)
- ・休暇開始前2年間に12カ月以上の雇用保険被保険者期間(原則、11日以上賃金支払いの基礎となった日がある月)があること

これまで、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、修了した場合に、その費用の一部を支援する教育訓練給付金制度はあったものの、労働者が長期の学習に専念する場合、学習期間の生活費となる賃金が課題となっていました。令和7年10月1日より、雇用保険に加入している労働者が、業務に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、賃金の一定割合を支給する「教育訓練休暇給付金」が創設され、教育訓練を受けるために自発的に取得した30以上の無給の休暇期間中に、給付金が支給されることとなりました。

→次ページに続く

- ・ 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間（加入期間）があること

2 給付内容

- ・ 給付日額：休暇開始日の前日を受給資格にかかる離職の日とみなして支給される基本手当（いわゆる失業給付）の日額相当額
- ・ 給付日数：雇用保険の被保険者期間（加入期間）に応じて、最大150日

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

3 対象教育訓練

- ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校または各種学校が行う教育訓練
- ・ 教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する

- 教育訓練
 - ・ その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
- 教育訓練休暇を利用して労働者が必要なスキルや資格を主体的に学ぶことにより、労働者一人ひとりの専門性が高まれば、その集合体である組織全体の専門性も向上します。代替要員の確保等の課題はあるものの、事業主が休暇中の賃金を負担しなくても、労働者は金銭的な不安なく学習に専念できます。
- 「社員の成長を本気で支援してくれる会社」というメッセージは、採用市場における大きな差別化要因になり、優秀な人材の確保と定着にも貢献します。社員の「学びたい」という意欲を会社の成長エネルギーに変え、中長期的な企業価値を高めるための戦略的な投資として、この制度を積極的に取り入れ、労働者と共に成長する会社を目指しませんか。

相続土地国庫帰属制度について

1 相続土地国庫帰属制度とは

「相続土地国庫帰属制度」とは、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を国庫に帰属させることができる制度です。近年は、土地を相続したものの、遠方の土地であるため利用することができない等、相続した土地を処分したいという方を多く見かけます。そのようなニーズにこたえるために、令和5年4月27日から開始されました。

2 制度の概要

- (1) 相続や遺贈によって、**土地の所有権を取得した者は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることの承認を求めることを申請**します（不動産登記の管轄法務局の「本局」が申請先となります）。
- (2) 法務大臣は、承認の審査をするために、法務局に調査をさせることができます。法務局は、実地調査をしたり、国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができます。
- (3) 法務大臣は、当該土地が「**引き取ることができない土地**」に当たらないと判断したときは、当該土地所有権が国庫へ帰属することを承認することができます。

- (4) (3)の承認を受けた土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた相続人が、**一定の負担金を国に対して納付すると、当該土地の所有権が国庫に帰属**します。

3 「引き取ることができない土地」とは

- 国が引き取ることができない土地の要件については、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」において定められています。概要としては下記のとおりです。
- (1) 申請しても却下となる場合として挙げられるケースは、以下①～⑤です。
 - ① 建物がある土地
 - ② 土地利用権や担保がついている土地
 - ③ 他人の利用が予定されている土地
 - ④ 土壌が汚染されている土地
 - ⑤ 境界が不明確な土地、所有権やその範囲について争いがある土地等
 - (2) 申請が不承認となる場合として挙げられるケースは、以下①～④です。
 - ① 一定の勾配や高低差があって、管理に過大な費用がかかる土地
 - ② 地上や地下に管理や処分を阻害する有体物が存在する土地
 - ③ 隣地所有者等との争訟がある土地

会計・税務 NTS 総合税理士法人

年末調整関連の改正について

年末調整について、令和6年度と変わった点をご紹介します。

1 基礎控除の見直し（表1）

表1のように基礎控除額が改正されました。

2 給与所得控除の見直し（表2）

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

3 特定親族特別控除の創設（表3）

特定親族（所得者と生計を一にする、19歳以上23歳未満の親族で、給与のみの場合の年収が123万円超188万円以下の人）がいる場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の収入に応じて表3の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

4 扶養親族等の所得要件の改正（表4）

「**1** 基礎控除の見直し」に伴い、表4のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

5 調書方式による住宅借入金等特別控除

令和7年分の年末調整からは、「調書方式」による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。調書方式の場合は、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」に住宅借入金等の年末残高などが記載されているため、残高証明書の添付が不要です。

6 通勤手当に係る非課税限度額の改正（未定）

マイカー通勤などについて、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる可能性があります（令和7年9月22日時点で未定）。改正が行われた場合は年末調整での対応が必要になる場合がありますので、年末調整の前に最新情報をご確認ください。

- ④ 管理、処分に過大な費用や労力がかかる土地等
詳細は法務省のホームページ等でご確認ください。

4 負担金について

前述した「**2** 制度の概要」の(4)に記載した負担金については、国に生ずる管理費用の一部を負担金として納付する必要があります。その額は、**当該土地につき、国有地の**

【表 1】

適用を受ける人の年収 (収入が給与だけの場合)		基礎控除額		
		改正後		改正前
		令和 7・8 年分	令和 9 年分以後	
	200 万 3,999 円以下	95 万円		48 万円
200 万 3,999 円超	475 万 1,999 円以下	88 万円	58 万円	
475 万 1,999 円超	665 万 5,556 円以下	68 万円		
665 万 5,556 円超	850 万円以下	63 万円		
850 万円超	2,545 万円以下	58 万円		
2,545 万円超		改正なし		

【表 2】

給与の収入金額		給与と所得控除額	
		改正後	改正前
	162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超	180 万円以下		その収入金額×40% −10 万円
180 万円超	190 万円以下		その収入金額×30% +8 万円
190 万円超			改正なし

【表 3】

19 歳以上 23 歳未満の親族の年収 (収入が給与だけの場合)		控除額	控除の種類
	123 万円以下	63 万円	扶養控除
123 万円超	150 万円以下	63 万円	特定親族 特別控除 (新設)
150 万円超	155 万円以下	61 万円	
155 万円超	160 万円以下	51 万円	
160 万円超	165 万円以下	41 万円	
165 万円超	170 万円以下	31 万円	
170 万円超	175 万円以下	21 万円	
175 万円超	180 万円以下	11 万円	
180 万円超	185 万円以下	6 万円	
185 万円超	188 万円以下	3 万円	

【表 4】

扶養親族等の区分	収入が給与だけの場合の年収	
	改正後	改正前
扶養親族	123 万円以下	103 万円以下
同一生計配偶者	123 万円以下	103 万円以下
ひとり親の生計を一にする子	123 万円以下	103 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	123 万円超 201 万 5,999 円以下	103 万円超 201 万 5,999 円以下
勤労学生	150 万円以下	130 万円以下

種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額を考慮して算定した額となります。

5 まとめ

以上、相続土地国庫帰属制度についての概要を記載しましたが、実際の手続きは複雑です。詳細が法務省のホームページに記載されておりますので、ご確認ください。